

発信日 2025年2月6日

被保険者の皆様へ

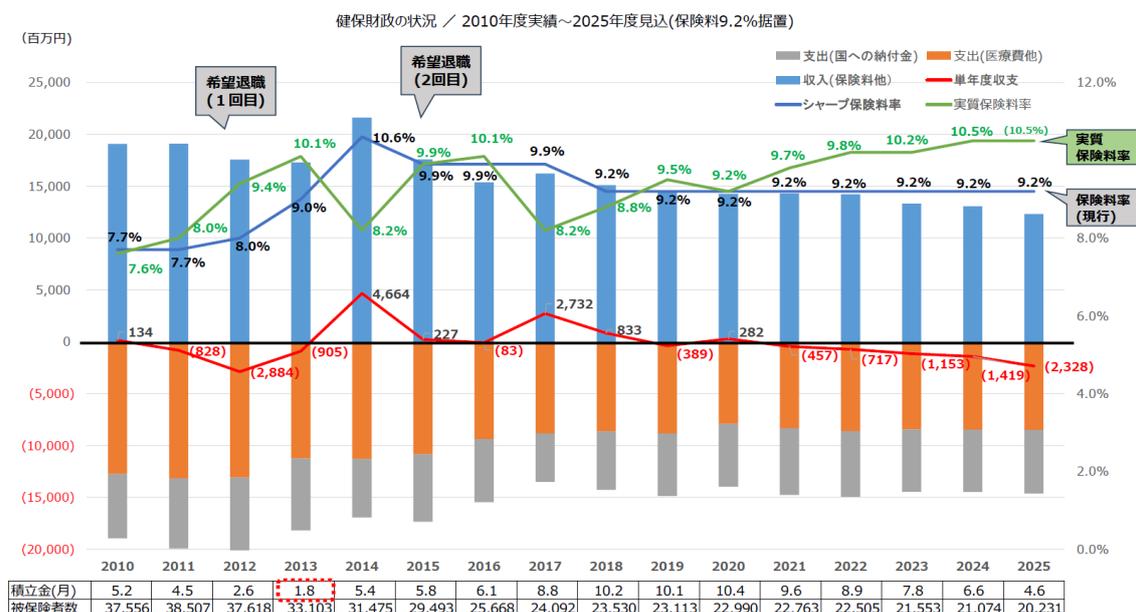
発信者 シャープ健康保険組合

シャープ健康保険組合の運営状況とご協力依頼

日頃より、健康保険組合の運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
シャープ健康保険組合（以下、健保組合）の運営状況、および、皆様へのご協力をお願いに
ついてお知らせいたします。

■運営状況

現在、シャープ健康保険組合は、2021年度から4年度連続で単年度収支が赤字であり、そ
の額は年々拡大しています。仮に2025年度も現行の保険料率(9.2%)を据え置く場合には、
単年度収支でおおよそ▲23億円の赤字になってしまいます。

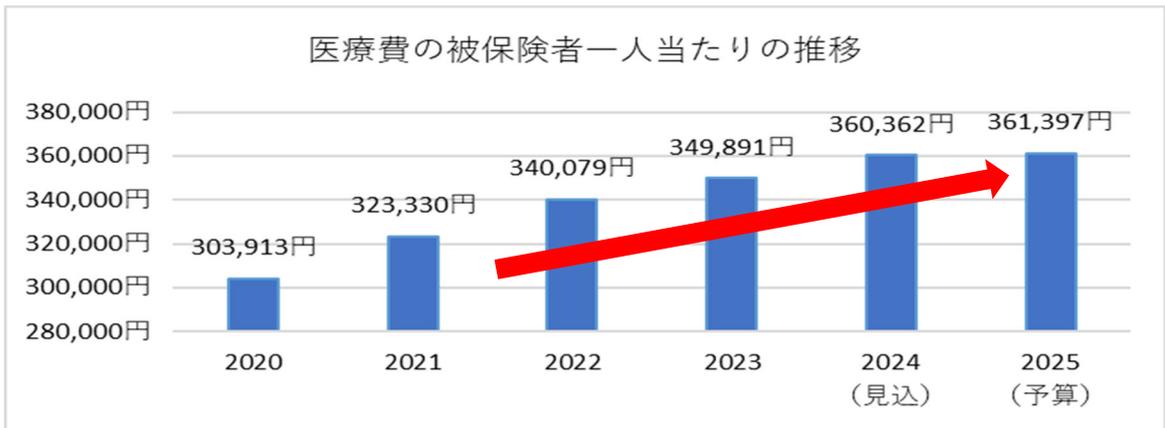


○赤字体質の主な要因は、医療費および納付金の増加です。

【医療費】

医療費については、加齢に伴う医療費の自然増や高額薬剤の保険適用、また、国の少子化対策による負担増などが主な要因です。

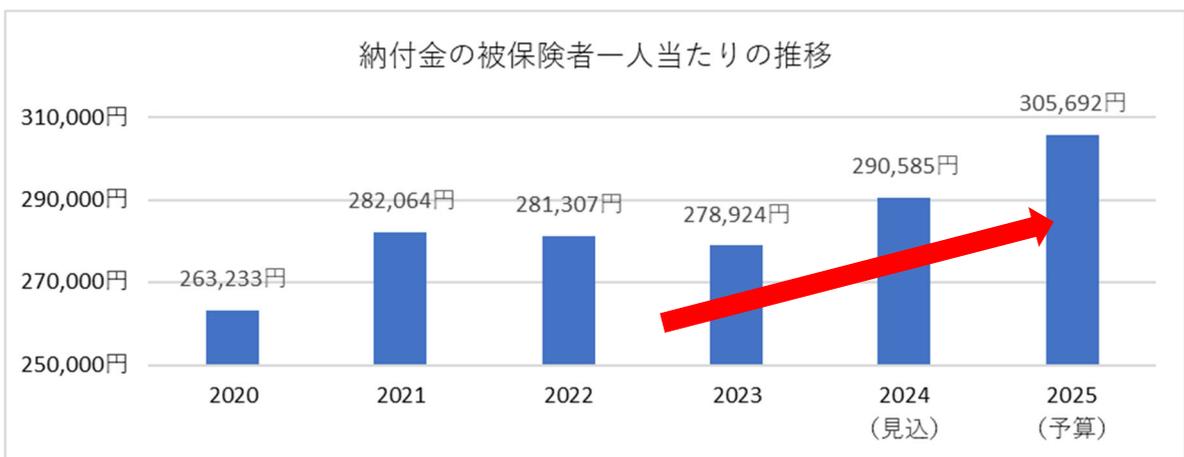
2020年度は新型コロナウイルス感染拡大による医療機関の受診控えの影響で、一時的に医療費が減少しましたが、その後は再び増加傾向に転じています。



【納付金】

納付金（正確には、「前期高齢者納付金」、「後期高齢者支援金」）とは、医療費が高齢者よりも低く所得が高い現役世代が高齢者医療（65歳以上）を支えるための健保組合から国への義務的な拠出金の事です。高齢者人口の増加および高齢者医療費の伸びとともに納付金が増加する仕組みです。

2023年度は新型コロナウイルスの影響により、一旦、納付金額が減少となりましたが、2025年度には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、国民の4人に1人が75歳以上という超高齢社会へと移り変わり、医療や介護などの社会保障費の更なる増加が見込まれています。



○被保険者一人当たりの収支で見た場合、103,589円の赤字となり、不足分について積立金を取崩して補っている状況です。

2025年度の被保険者一人当たりの収支予算

収 入	金 額	支 出	金 額	
保険料（従業員他）	275,688	医療費等	361,397	医療機関への支払い（7割～9割）や現金給付等
保険料（会社）	401,810	納付金	305,686	高齢者医療を支えるため国へ納付
その他	23,312	保健事業費	27,584	健康診断や健康づくりの施策等
		その他	109,732	事務所や健康管理室の運営費等
合 計	700,810	合 計	804,399	
		収支差	-103,589	不足分を積立金で補填

（単位：円）

■ご協力依頼

今後、更なる財政悪化が見込まれる状況の中、健保組合の事業構造改革に取り組んでいます。しかし、医療費や納付金の増加に対して改善が追いつかず、2025年度には保険料率を引き上げさせて頂く事になりました。2026年度以降も赤字が拡大する場合、更なる保険料率の引き上げを検討せざるを得ない状況となるため、加入者の皆さまにも以下の取り組みにご協力をお願いいたします。

（健康維持増進の取り組みにご協力ください）

- ・適切な生活習慣の定着（コラボヘルス「けんこうシャープ」の取り組み）
5つの生活習慣項目（①食事 ②運動習慣 ③睡眠 ④喫煙 ⑤飲酒）、⑥メンタルヘルス疾患の未然防止を目標管理項目として、生活習慣改善に取り組んでいきます。
- ・がん対策（早期発見）
がんの早期発見のため、自治体独自のがん検診の活用を推奨いたします。
- ・歯の健康
歯科健診は口腔内の健康を守るために大切であり、虫歯や歯周病の重症化リスクを減らすことに繋がります。痛みや症状がなくても定期的に歯科受診しましょう。
- ・特定健診、特定保健指導の受診（対象年齢：40歳以上）
生活習慣病予防のため、対象年齢の方は必ず受診ください。一般加入者（従業員）だけでなく、従業員以外の方（ご家族、任継・特退の方）も是非受診願います。
なお、受診率が高くなると、納付金の一部である後期高齢者支援金が減額される可能性が高まり、健保組合の支出抑制にも貢献できます。

(医療費の節約にご協力ください)

・セルフメディケーション

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不具合は自分で手当すること」(セルフメディケーション)の考え方は自発的な健康管理や疾病予防取り組みを促進し、医療費の適正化にも繋がります。

・ジェネリック医薬品の使用

ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ効き目であるにも関わらず低価格であることから、薬代を節約できるものとして、国の政策としてその使用が推奨されています。

・柔道整復師の正しい利用

接骨院・整骨院(柔道整復師)での受療は、骨折または脱臼については応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。また、疲労回復などのためのマッサージ的な施術に健康保険は使えません。

・はしご受診をしない

はしご受診とは、同じ病気やけがで複数の医療機関を受診することであり、検査や投薬が重複し、医療費は増え、医療機関を変えるたびに初診料がかかります。一人の医師だけだと不安な場合には、主治医に相談し、セカンドオピニオンを受けるようにしましょう。

・時間外受診は避ける

かかりつけ医でも、時間外受診の場合は加算料金が請求されます。主なものは時間外加算(平日の6時~8時、18時~22時)、休日加算(日曜・祝日・年末年始の6時~22時)、深夜加算(22時~翌朝6時)などです。

・交通事故など「第三者行為」で保険証を使うときは、必ず健保組合に届出を

第三者行為によるケガや病気の場合は、健保組合に届け出ることで健康保険を使って治療を受けることができます。その場合、本来、加害者が支払うべき治療費を一時的に健保組合が立て替え、後に健保組合が加害者または損害保険会社などに請求することとなります。

※健保組合に相談せずに示談を済ませてしまうと、示談も内容によっては健保組合が立て替えた治療費を加害者側に請求できなくなることがあります。その場合、被保険者に請求することとなりますので、示談する前に必ず相談ください。

・被扶養者の適正化

扶養条件から外れた場合、すみやかに資格の抹消手続きをお願いいたします。遅れた場合、資格喪失後に健康保険が負担した医療費は返還いただきますが、高齢者医療への納付金増加につながってしまいます。

最後に、健康寿命を延ばし、いつまでも生き生きとした暮らしを送れるように、日頃から健康づくりに取り組みましょう。

以上